

## 仕様書

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

広島市役所本庁舎等の水害発生時電力確保計画策定業務

#### (2) 業務目的

市役所本庁舎及び中区役所では、地下1階に自家発電設備、受電設備等が設置されていることから、広島市業務継続計画においては洪水発生時（想定最大規模降雨）並びに高潮発生時（想定最大規模）に電源が使用不能となるおそれが指摘され、同別表では今後の取組として「浸水のおそれがある庁舎について、止水板や防水扉等の整備、自家発電設備等の高所への移設等を推進する」ことが記載されている。

については、洪水等の大規模災害発生時における浸水対策として有効な手法を検討・比較し、今後の整備計画の基本方針を策定するものである。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (4) 対象建物

##### ア 本庁舎

- ① 施設名称 広島市役所本庁舎（行政棟、議会棟）
- ② 施設所在 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- ③ 施設用途 事務所

##### イ 北庁舎

- ① 施設名称 北庁舎（中区役所）
- ② 施設所在 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
- ③ 施設用途 事務所

#### (5) 対象設備等（対象建物ア、イ共通）

ア 受変電設備、分電盤、電力ケーブル、管路など電力受電・建物内設備への電力供給に関わる設備一式（設備設置に伴う建物を必要とする場合、建物及びケーブルルートなどの検討を含む）

イ 非常用発電機、油タンク、輸送ポンプ、小出し槽など非常用発電機の運転・建物内設備への電力供給に関わる設備一式（設備設置に伴う建物を必要とする場合、建物及びケーブルルートなどの検討を含む）

既存非常発電設備仕様：ガスタービン発電機 3φ3W 6.6kv 1,250kVA

燃料小出し槽 1,950L

地下オイルタンク 40,000L

## 2 業務内容

- (1) 対象建物被災後における事業継続に必要な各種電源項目の整理及び確保方法の検討  
(事業継続に必要な各種電源項目は発注者より提示)
- (2) 各種電源確保方法に必要な建築的与条件と実現性の検討 (地盤調査は除く)
- (3) 各種電源確保方法の費用・整備期間などの検討・比較
- (4) 各種電源確保に向けた事業手法の検討

## 3 業務概要 (別紙 検討フローを参照)

- (1) 業務の実施にあたっては本市担当職員と緊密に連携し、検討中の事項について適宜打合せを実施して意思疎通を図ること。

- (2) 検討に先立ち対象建物の現地調査を行い、洪水等大規模災害の発災時における対象設備の被災状況を想定すること。

被災状況の想定は配置図・平面図・立面図に範囲及び内容を平易に表現して報告を行い、現地調査写真等を取りまとめ具体的根拠を示すこと。

- (3) 各種電源確保方法の検討は、①発災時に速やかに代替電力の供給が可能となる庁舎内 (敷地内含む) の設備で電源確保する方法、②被災時に外部から可搬式発電機等を調達し、電源確保する方法に分けて検討すること。

①、②それぞれ、通常業務の全機能を救済する案と、一部機能に限定して救済する案 (別紙 検討フロー図 確保方法①・②・③・④) を検討すること。一部機能に限定した時の救済すべき機能・システム・運用等は本市担当者と調整の上決定すること。発電機等の連続運転時間も同様とする。

なお、②被災時に外部から発電機等を調達する場合、設備の敷地内への設置は問題なく可能である想定とする。

- (4) 想定した確保方法①・②・③・④を実現するため、本庁舎を改修等する、設備を収容するための別棟を増築する、あるいは可搬式発電機等の設置位置を準備するなどの検討を行い、それぞれ建築的与条件の整理と実現性の検討を行うこと。(本庁舎及び北庁舎の建替検討は含まない)

建築的与条件の整理には、既存建物の耐荷重、ケーブルルート、設備の接続方法などと合わせて、広島市業務継続計画の実行に必要な検討を含む。

- (5) 各種電源確保に向けた事業手法の検討は、洪水等の大規模災害発生前に本事業を実現化することを前提とし、(1)~(4)の検討内容を踏まえ、以下の検討を行うものとする。

① 本市の予算等の制約条件を満足させる。

② 洗い出されたリスクに対して、実現性、費用対効果、事業の中断・延期等を可能な限り回避し、短期間に完了させる手法とする。

③ 手法の検討は、各種 PPP/PFI やリース方式、従来発注等の複数の事業手法を比較、評価すること。

- (6) (1)～(3)の検討において、広島市業務継続計画を実行する上で考慮すべき事項がある場合は、直ちに発注者に報告し計画の策定について協議すること。
- (7) 確保方法①・②・③・④について、効果・費用・整備期間などの比較を行い、発災時の本庁舎及び北庁舎における業務継続に必要な電力確保手法の基本検討結果として整理・取りまとめをすること。

#### 4 調査の条件

- (1) 調査・検討結果は、図又は写真により範囲及び内容を平易に表現して報告すること。
- (2) 業務の実施にあたり、方向性や方針の決定を必要とする事項については、本市の指示のあった時点までの調査・検討結果を資料にまとめられるように準備すること。

#### 5 現場責任者及び担当技術者

- (1) 受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。また、現場責任者に変更があったときも同様とする。
- (2) 本業務に従事する現場責任者については、建築物または設備の洪水対策に関する電力確保の計画策定または設計業務に従事した経験を有すること。
- (3) 現場責任者は本業務が適切に履行されるように指揮監督を行うものとする。
- (4) 本業務は、次の資格要件を満たす担当技術者を建築担当及び電気設備担当それぞれ1名以上配置すること。
  - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士、建築設備士、一級施工管理技士を有し、実務経験を5年以上有する者。

#### 6 業務の実施

- (1) 受注者は、次の項目について記載した委託業務実施計画書を作成し、業務着手時までに本市担当職員に提出し承認を得なければならない。
  - ア 業務概要
  - イ 業務工程表
  - ウ 業務の実施方針
  - エ 業務の実施体制
  - オ 打合せ計画
  - カ 連絡体制表
  - キ その他 業務の実施上、必要と思われる事項
- (2) 打合せ及び記録  
打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、本市担当職員に提出すること。
  - ア 業務着手時
  - イ 3の調査概要(2)～(6)に記載の内容の検討開始時及び検討終了時

ウ 本市担当職員又は現場責任者が必要と認めた時

- (3) 受注者は、委託業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、理由を明確にした上で、本市担当職員に変更委託業務実施計画書を提出し、承認を得なければならない。

(4) 貸与資料

- ① 既存建物の建築、構造、機械、電気図面等
- ② その他必要なもの

(5) 成果物の提出

成果物は、次の表のとおりとし、電子記憶媒体も提出すること。成果物の電子データは、PDF、Excel、Word、JPG等で提出すること。

製本形態等については、特記以外は複製判A4判とする。

| 成果物                | 構成及び提出部数                      |
|--------------------|-------------------------------|
| 打合記録簿              | 2部 A4版                        |
| 業務計画書              | 2部 A4版                        |
| 基本計画書<br>(検討結果報告書) | 2部 A4版カラー (A3資料はA4サイズに折り込むこと) |

7 完了検査

完了検査完了時に発注者の検査員による成果物の検査を受けること。

8 権利帰属

成果物及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は本業務における総合的な企画及び業務遂行管理を再委託することはできない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を再委託しようとするときは、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要について本市担当職員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、協力会社に対し本業務の実施について適切な指導および管理を行わなければならない。

10 その他

本業務の実施に際し、仕様書については本市の解釈によるものとする。本市担当職員と連絡を密にし、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障を来す恐れがある場合は、速やかに発注者の指示に従うこと。